

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分） の用途について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。

この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金の用途について、下記のとおり公表いたします。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1,275,273 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 10,946,295 千円

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国支出金	府支出金	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉 障害者福祉事業	4,471,193	2,057,446	1,131,934	10	149,335	1,132,468
社会福祉 高齢者福祉事業	217,581	0	8,813	98,658	12,828	97,282
社会福祉 児童福祉事業	6,462,835	2,362,566	904,353	269,663	340,916	2,585,337
社会福祉 母子福祉事業	116,285	14,960	41,031	10	7,023	53,261
社会福祉 生活保護扶助事業	5,220,307	3,846,875	89,095	15,000	147,881	1,121,456
社会福祉 その他	343,005	0	43,513	1,780	34,684	263,028
社会保険 介護保険事業	1,839,576	82,159	41,079	0	199,958	1,516,380
社会保険 国民健康保険事業	1,258,969	140,463	496,502	0	72,465	549,539
社会保険 後期高齢者医療事業	1,861,386	0	306,381	0	181,162	1,373,843
社会保険 その他	164,509	975	6,106	2,444	18,056	136,928
保健衛生 親子すこやか事業	124,362	7,481	3,546	0	13,204	100,131
保健衛生 健康増進事業	47,322	0	12,829	0	4,019	30,474
保健衛生 がん検診事業	113,524	7	0	0	13,225	100,292
保健衛生 予防対策事業	372,601	5,885	1,402	0	42,560	322,754
保健衛生 診療所運営事業	88,015	0	0	44,228	5,101	38,686
保健衛生 その他	283,637	0	0	1,618	32,856	249,163
合計	22,985,107	8,518,817	3,086,584	433,411	1,275,273	9,671,022

（消費税法第1条第2項に規定する経費）

制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費